

事務連絡
平成 29 年 6 月 30 日

指定訪問看護事業者 様

東北厚生局医療課長

「訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告書」の提出について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成28年3月4日保医発0304第15号）、により届出を行った訪問看護ステーションは、毎年7月1日現在における届出書の記載事項について報告を行うこととされました。

つきましては、平成 29 年 7 月 1 日現在の届出事項に係る状況等について、同封の様式に必要事項を記入の上、平成 29 年 7 月 31 日（月）までに提出願います。

なお、基準の届出内容の変更が有る場合につきましては、別途届出内容を変更する届出が必要であり、本報告をもって届出に換えることはできませんので申し添えます。

「訪問看護基本療養費等に関する実施状況報告」にあたって

訪問看護ステーションの基準等にかかる平成 29 年 7 月 1 日現在の状況について、次の事項に留意のうえ、また、様式に記載されている注意事項を確認のうえ、報告書を作成してください。

1. 報告書の様式のダウンロードについて

- 報告書の様式は東北厚生局ホームページよりダウンロードすることができます。

東北厚生局ホームページのトップ(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/index.html>)より、

ホーム ▶ 業務内容 ▶ 保険医療機関・保険薬局・柔道整復師関係 ▶ 「施設基準の定例報告について」をご確認ください。

※様式の変更(既記載項目の修正や罫線等書式の変更)をされることの無いようご注意願います。

2. 報告書の提出・お問い合わせ

- 報告書の提出は、郵送でお願いいたします。

- 報告書の提出先及び疑義事項の照会先は、次のとおり保険医療機関等を管轄する東北厚生局事務所(宮城県においては指導監査課)となります。

照会・報告書提出先	青森事務所	〒030-0801 青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎 6 階	TEL 017-724-9200
	岩手事務所	〒020-0024 盛岡市菜園 1-12-18 盛岡菜園センタービル 2 階	TEL 019-907-9070
	指導監査課	〒980-8426 仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 21 階	TEL 022-206-5217
	秋田事務所	〒010-0951 秋田市山王 7-1-4 秋田第二合同庁舎 4 階	TEL 018-800-7080
	山形事務所	〒990-0039 山形市香澄町 2-2-36 山形センタービル 6 階	TEL 023-609-0140
	福島事務所	〒960-8021 福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 4 階	TEL 024-503-5030

3. 提出期限

- 提出期限 平成 29 年 7 月 31 日(月)

【参考:通知抜粋】

「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」

(平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 15 号)

第 3 届出受理後の措置

- 8 届出を行った訪問看護ステーションは、毎年 7 月 1 日現在で届出書の記載事項について、別添により地方厚生(支)局長へ報告を行うものであること。